

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

当事業所はご利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

居宅介護支援とは

ご利用者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご利用者の心身の状況や、ご利用者とそのご家族等の希望をお伺いして「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご利用者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1	事業者の概要	2
2	事業所の概要	2
3	事業実施地域び営業時間	2
4	従業者の職種、員数及び職務の内容	3
5	サービスの内容と料金	3
6	サービスの利用に関する留意事項	5
7	苦情の受付について	6

1 事業者の概要

- (1) 法人名 社会福祉法人津市社会福祉協議会
- (2) 法人所在地 三重県津市大門7番15号
- (3) 電話番号 059-246-1166
- (4) 代表者氏名 会長 石川 博之
- (5) 設立年月 平成18年1月4日
- (6) 事業の目的
事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し適正な居宅介護支援を提供することを目的とします。
- (7) 運営の方針
事業所の介護支援専門員は、ご利用者が要介護状態にあっても可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮し、ご利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう、公正中立な居宅介護支援を行います。

2 事業所の概要

- (1) 事業所の名称等 津市社協居宅介護支援事業所（北部）
平成18年1月4日指定 三重県第2472400023号
- (2) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (3) 事業所の所在地 三重県津市河芸町浜田868番地
- (4) 電話番号 059-245-8888
- (5) 管理者氏名 稲垣 靖代
- (6) 開設年月 平成18年1月4日

3 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の実業の実施地域
津市の区域（河芸地域、芸濃地域、安濃地域、津地域の一部）
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで。但し、国民の祝日に関する法律に規定する日、12月29日から12月31日まで並びに1月2日及び1月3日を除く
営業時間	8時30分から17時15分まで

※ 緊急時等の連絡・相談については、携帯電話にて対応します。

緊急時等連絡先：津市社協居宅介護支援事業所（北部）

090-4408-5606

4 従業者の職種、員数及び職務の内容

当事業所では、ご利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。職員の配置については指定基準を遵守しています。

- (1) 管理者 1名
事業所の従業者の管理及び業務の管理を行います。
- (2) 介護支援専門員 常勤3名以上
指定居宅介護支援の提供に当たります。

5 サービスの内容と利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご利用者の利用料負担はありません。

(1) サービスの内容と利用料金

ア サービスの内容

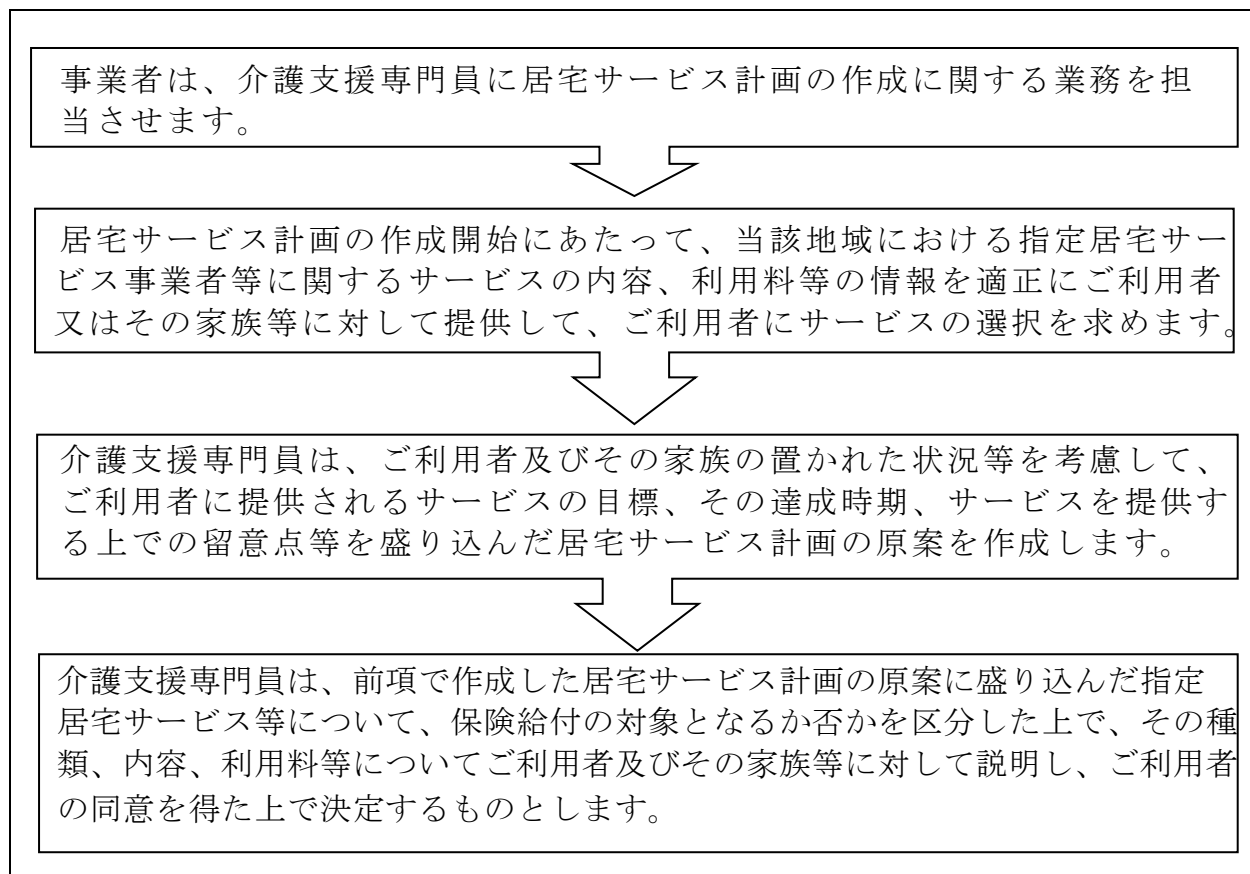
(ア) 居宅サービス計画の作成

ご利用者のご家庭を訪問し、ご利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

(イ) 居宅サービス事業者の紹介

ご利用者に複数の指定居宅サービス事業者等を紹介した上で居宅サービス事業者等を選択し、居宅サービス計画を作成します。また、居宅サービス原案に位置づけた指定居宅サービス事業者等の選定理由を説明します。

(ウ) 居宅サービス計画の作成の流れ



(エ) 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

(オ) 居宅サービス計画の変更

ご利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

(カ) 病院又は診療所との連携

ご利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、ご利用者の居宅における日常生活上の能力や、利用していた指定居宅サービス等の情報を入院先医療機関と共有することで、退院後の円滑な在宅生活への移行支援に繋がります。

事前に、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう、ご利用者又はその家族等に対し協力を求めます。

(キ) 介護保険施設への紹介

ご利用者が、居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

イ サービス利用料金

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者の自己負担はありません。

但し、ご利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金及び該当する加算料金の全額をいったんお支払い下さい。

介護度		要介護1・2	要介護3～5
基本サービス単位	1ヶ月	1,086単位	1,411単位
初回加算	1ヶ月	300単位	
特定事業所加算（Ⅱ）	1ヶ月	421単位	
入院時情報連携加算（Ⅰ）	1ヶ月	250単位	
入院時情報連携加算（Ⅱ）	1ヶ月	200単位	
退院・退所加算（Ⅰ）イ	1ヶ月	450単位	
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	1ヶ月	600単位	
退院・退所加算（Ⅱ）イ	1ヶ月	600単位	
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	1ヶ月	750単位	
退院・退所加算（Ⅲ）	1ヶ月	900単位	
通院時情報連携加算	1ヶ月	50単位	
緊急時等居宅カンファレンス加算	1ヶ月	200単位	
ターミナルケアマネジメント加算	1ヶ月	400単位	
サービス利用料金	加算を含めた総単位数 ×10.42円（地域単価）		

6 サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替

ア 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご利用者に対してサービス利用上の不利益が

生じないよう十分に配慮するものとします。

イ ご利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

ア 苦情受付窓口 津市社協居宅介護支援事業所（北部）

管理者 稲垣 靖代

連絡先 059-245-8888

イ 受付時間 月曜日～金曜日（祝日除く）

8時30分～17時15分

(2) 行政機関その他苦情受付機関

津市役所 介護保険課	所在地 津市西丸之内23番1号 電話番号 059-229-3149
国民健康保険 団体連合会	所在地 津市桜橋2丁目96番地 電話番号 059-222-4165

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

津市社協居宅介護支援事業所（北部）

説明日 令和 年 月 日

説明者 職名 介護支援専門員 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所 氏名 印

代筆者
(続柄：)
氏名